

われわれはいったい何を何に訳しているのか

What are we translating into what?



NPO 法人日本知的財産翻訳協会理事長

奥山 尚一

弁理士。日本弁理士会元会長。久遠特許事務所代表。早稲田大学理工学部電気工学科卒、シカゴ大学大学院化学科博士課程修了 Ph.D.。AIPPI 本部の副会長、日本知的財産翻訳協会理事長。2013 年から 2017 年まで内閣府知的財産戦略推進本部の有識者本部員。

1 はじめに

筆者にとって日本語または英語で外国または日本の特許や商標に関する硬い文章を書くというのは日常的な作業である。さすがに自分で翻訳することは少なくなったが（なくはない）、明細書などの翻訳のチェックも日常的な作業である。最近の機械翻訳もよく使う。特許翻訳の講座を過去には持っていて、長らく定期的に教えてもいた。つまり、特許翻訳という極めて限定された世界に長年どっぷりとはまっている。今回、特許情報に加えて「翻訳」というテーマを頂いた。特許翻訳をもう少し広い翻訳の世界でどう位置付ければいいのかを改めて考えてみたい。

2 特許翻訳の特殊性

特許翻訳の対象は技術文書であると同時に法律文書であるといわれる。特許というのは発明者と独占権を付与する国家との間の契約書である、という言い方もされる。発明は技術的なのでそれを説明するのは技術文書になるが、その発明に権利を付与するのが特許なので、その意味では法律文書でもある。進歩性や特許の有効性も法律問題だろう。そんなことを頭の隅において翻訳をするのであるが、現実にはこの間違った日本語はどういうふうに英語にするべきか、訳語は何にすべきかといったもっと泥臭いレベルで、英語と日本語の間を行ったり来たりしている。

特許翻訳の業界では、翻訳者の名前が表に出ることは

まずない。なんとなく翻訳者には責任はなくて、翻訳をチェックするか、するはずの弁理士あるいは特許事務所が責任をとるような体裁になって、みんながそれを前提にしているようである。請負仕事としてのマニュアルの翻訳なども同じような扱いである。

これに対して、一般的な翻訳本では、原作者の名前に並んで翻訳者名が表紙に出ている。このような習慣は、実は英語の文化圏にはない。おそらく欧州語の文化圏にもないだろう。まあ、見開きを見れば、そこには翻訳者の名前があるだろうが、表紙に翻訳者名が出てくるのは例外的である。つまり、文芸書の翻訳でも、英語圏では翻訳者は請負仕事をする人たちという扱いである。

3 日本の翻訳論

一つ重要なポイントは、我々がいま使っている日本語は過激なほど外国語の影響を受けているという事実である。仏教が入ってきた時代は言うまでもなく、近代でも「社会」、「科学」、「化学」、「恋愛」といった思いっただけ挙げていってもきりがないう数の言葉が翻訳のために作られて、日本語の一部となっていく。その中で、言文一致の運動があり、いま我々が書いている書き言葉としての日本語が形成された。

翻訳家でもあった谷崎潤一郎は、昭和9年の「文章讀本」のなかで、言語学的に系統を全く異にする二つの言語の間には、永久に踰（こ）ゆべからざる垣があるとしたうえで、

明治以来、われわれはもう西洋文の長所を取り入れ

るだけ取り入れたのでありまして、これ以上取り入れることはすなわち垣を踰えることになり、我が国文の健全な発達のためには害を及ぼす、いや、すでに及ぼしつつあるのであります。ですから今日の場合は、彼の長所を取り入れることよりも、取り入れすぎたために生じた混乱を整理する方が、急務ではないかと思ふのであります。

としている。

そもそも、句読点だって、西洋語のコンマとピリオドに倣って明治時代に生まれたもので、そのときの変遷と混乱は大変に興味深い。明治39年の文部省大臣官房図書課の「句読法案・分別書き方案」に至って一応の整理がついた。しかし、その後も完全な統一に至っていない。いまだに「、」と「。」の使い分けは公文書でもまちまちである。

面白いのは言文一致運動の雄とされている二葉亭四迷で、翻訳家でありながら、次の様に述べている。ちょっと長くなるが引用する。¹

されば、外国文を翻訳する場合に、意味ばかりを考へて、これに重きを置くと原文を壊す虞がある。

須らく原文の音調を呑み込んで、それを移すやうにせねばらぬと、かう自分は信じたので、コンマ、ピリオドの一つをもみだりに棄てず、原文にコンマが三つ、ピリオドが一つあれば、訳文にも亦ピリオドが一つ、コンマが三つという風にして、原文の調子を移さうとした。ことに翻訳を為始めた頃は、語数も原文と同じくし、形をも崩すことなく、ひとへに原文の音調を移すのを目的として、形の上に大変苦勞したのだが、さて実際はなかなか思ふようには行かぬ。中にはどうしても自分の標準に合はずことの出来ぬものもあつた。(中略)

処で、出来上つた結果はどうか、自分の訳文を取つて見ると、いや実に読みづらい。佝偻贅牙(きつくつがうが)だ。ぎくしゃくして如何にも出来栄が悪い。従つて世間の評判も悪い。偶々賞美して呉れた者もあつたけれど、おしなべて非難の声が多かつた。

つまり、文学に対する尊敬の念が強いあまり一人相撲を取っていたと反省し、作者ごとに「詩想」を会得して、

忠実にその詩想を移さなければいけないとした。ただ、二葉亭四迷の提案と実践は、明治期の翻訳に大きな影響を与えたのは間違いない。

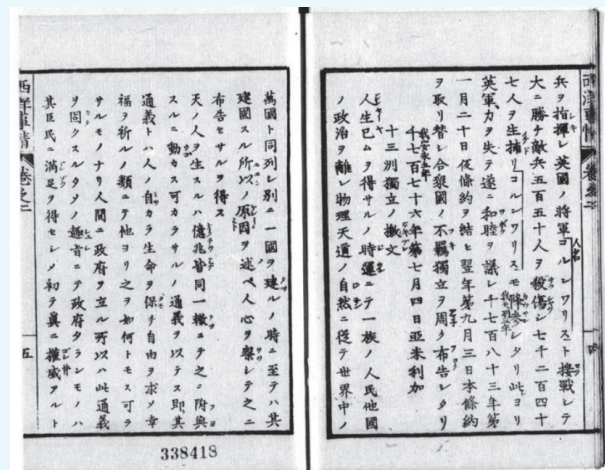
次に福沢諭吉の翻訳を見てみる。アメリカ合衆国独立宣言を木版本であった「西洋事情・初編」(慶応二年)において紹介したものである。原文の出だしは次の通りである。

When in the course of human Events, it becomes necessary for one People to dissolve the Political Bands which have connected them with another, and to assume among the Powers of the Earth, the separate and equal Station to which the Laws of Nature and of Nature's God entitle them, a decent Respect to the Opinions of Mankind requires that they should declare the causes which impel them to the Separation.

We hold these Truths to be self-evident, that all Men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable Rights, that among these are Life, Liberty, and the pursuit of Happiness.

これを、福澤は、「独立ノ檄文」として次のように訳した。

人生已ムヲ得ザル時運ノニテ、一族ノ人民、他国ノ政治ヲ離シ、物理天道ノ自然ニ從テ世界中ノ万国ト同列シ、別ニ一國ヲ建ルノ時ニ至テハ、其建国スル所以ノ原因ヲ述べ、人心ヲ察シテ之ニ布告セザルヲ得ズ。



西洋事情初編巻之二 (国会図書館デジタルコレクション)

¹ 「余が翻譯の標準」明治39年(斬新な文体で有名になったツルゲーネフの小品の翻譯「あひぶき」は明治21年に発表された。)

天ノ人ヲ生ズル^{おくてうみな}八億兆皆同一轍^{てつ}ニテ、之ニ^ふ附与スルニ^よ動カス可カラザルノ通義ヲ以テス。即チ其通義トハ人ノ自カラ生命ヲ保シ自由ヲ求メ幸福ヲ祈ルノ類ニテ、他ヨリ之ヲ如何トモス可ラザルモノナリ。

原文のWhenで始まるフレーズはGod entitle themまで続いているわけであるが、福澤は「人生已ムヲ得ザルノ時運ニテ」といってしまってから、その後「別ニ一國ヲ建ルノ時ニ至テハ」と繰り返して、日本人に読みやすくしている。見事な翻訳である。また、Rightsは「通義」としているのが面白い。いまなら「権利」とせざるを得ないであろうが、権利とは福澤が考えたようにもっと根源的なものとしてとらえることができたかもしれない。なお、福澤は、別のところで²、自らの著作を教育なき百姓町人輩にも分かるようにするため、家の婦人子供等に必ず1度は読ませて難しいといわれたところは直すことも多いといっている。

4 異化翻訳と同化翻訳

異化翻訳 (foreignizing translation) と同化翻訳 (domesticating translation) という考え方がある。ローレンス・ヴェヌティ³ というアメリカの翻訳者・研究者が「翻訳者の不可視性」と題された本の中で主張している概念である。現代の英語圏で標準的な翻訳は「最初から英米人が書いたかのように読める翻訳」である「同化翻訳」で、それに対して、「明らかに翻訳であることが分かるように、元の言語の言い回しや構文がうかがえるような翻訳」が「異化翻訳」である。そして、ヴェヌティは、黒子として取り扱われる翻訳者の待遇を嘆き、同化翻訳が文化的に自己中心的で帝国主義的であると主張する。ヴェヌティは翻訳は読みやすくなければいけないとしつつも、翻訳者が見えない同化翻訳ではなく、元の言語の言語手的・文化的な特質に合わせて翻訳文の形式を決める方向を目指すべきだとした。

ちなみに、異化翻訳の極端な例が、法律の条文の翻訳である。例えば、特許法第8条の「在外者の特許管理人」には次のような規定がある。

第八条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。

これを訳すと、⁴

Article 8 (1) Unless otherwise provided for by Cabinet Order, no person domiciled or resident (or, in the case of a juridical person, with a business office) outside Japan (hereinafter referred to as an "overseas resident") may undertake procedures or institute action against measures taken by a relevant administrative agency in accordance with the provisions of this Act or an order issued under this Act, except through a representative domiciled or resident in Japan, who is acting for such person in handling matters related to the person's patent (hereinafter referred to as a "patent administrator").

となる。元の日本語からして読みにくい、英語訳はさらに読みにくい。たぶん原文にはその構文も含めて忠実ではあろうが、訳文を突き付けられた英語圏の法律家はただ面食らうだけであろう。

もう一つの異化翻訳の例がリービ英雄の万葉集の翻訳である⁵。聖徳太子の短い歌がある。

上宮^{かみつのみや}聖徳皇子^{のしやうとこのみこ}の、竹原井^{たかはらのい}に出遊^{いでま}ししときに、龍田^{たつた}山^{やま}の死人^{しにん}を見て悲傷^{ひしやう}して御作^{つく}りたまひし歌一首

家^{いえ}にあれば 妹^{いも}が手巻^{てま}かむ 草枕^{くさまくら} 旅^こに臥^ふやせる
この旅人^{たびと}あはれ

(リービ訳)

Poem by Prince Kamitsumiya Shotoku, written in his grief when he found the body of

2 「福澤全集緒言」明治30年

3 Lawrence Venuti, "The Translator's Invisibility: A History of Translation" 1995, 2008

4 Japanese Law Translation <http://www.japaneselawtranslation.go.jp>

5 英語で読む万葉集 (岩波新書) (2006年)

a dead man on Tatsuta Mountain during his
procession to Takaharanoi

If he were home
he would be pillowed
in his wife' s arms,
but here on a journey
he lies with grass for pillow ---
traveler, alas!

もちろん英語の正しい文法に乗せるための工夫はある
のだが、一字も省略していないし、付加したものもない。
万葉集の翻訳でリービは 1982 年に全米図書賞を受賞
している。

もう少しニュアンスのある例を見ていこう。全編が詩
のようであり美しいシェークスピアの「テンペスト」か
ら引いてみる。その第 1 幕第 2 場でプロスペローの魔術
による大嵐で死んだと思われた父（アロンゾー）を息子
のフェルディナンドが弔っているが、実は生きているこ
とをほのめかす美しい歌である。プロスペローの手下の
妖精エアリエルを天の声のように聞いたフェルディナン
ドは感動し、勇気づけられる。

Ariel Full fathom five thy father lies;
Of his bones are coral made;
Those are pearls that were his eyes;
Nothing of him that doth fade
But both does suffer a sea-change
Into something rich and strange.

まず、坪内逍遙訳（大正 4 年）⁶

五尋《いつひろ》深き水底《みなぞこ》に、
御父上は臥したまふ。
御骨《みほね》は珊瑚、眞珠こそ
その以前《かみ》、君が御龍眼《おんまなこ》。
御體《ぎょたい》の一切《なべて》朽ちもせで、
寶《たから》と化しぬ海に入りて。
聞かずや海の女神らが
福田恒存訳（昭和 40 年）
王なる父は五つ尋の
水底深く横たわり

骨は珊瑚、眼には眞珠宿りぬ
その身はさらに朽ちもせず
竜神の業の不思議や
なべて貴き宝となり……

小田嶋雄志訳（昭和 50 年）

父は五尋の海の底、
その骨はいま白珊瑚、
かつての二つの目は眞珠、
その身はどこも朽ち果てず、
海はすべてを変えるもの、
今では貴重な宝物。

松岡和子訳（平成 12 年）

水底深く父は眠る。
その骨は今は珊瑚
両の目は今は眞珠。
その身はどこも消え果す
海の力に代えられて
今は貴（とうと）い宝もの。

大場建治訳（平成 23 年）

お父さまはね、深い五尋の海の底、
お骨は珊瑚になり変わり、
お目は二つの眞珠玉、
変わる体のここかしこ、
海の魔法を見に受けて、
今では不思議な宝もの。

個々の訳文を分析しても仕方がないであろう。坪内逍
遙以外、どの訳者も 6 行の原文を 6 行に訳している。ま
た、興味深いのは原文の最後の strange の取り扱いで
ある。英語の strange は、ある意味で古語の「をかし」
のような深いニュアンスのある言葉であるが、その取扱
いが異なる。

いえることは、異化翻訳と同化翻訳の間で、各訳者が
揺れ動いているさまである。それでも日本語訳の傾向は
異化翻訳に大きく傾いているとは言えないだろうか。一
時「超訳」なんていう言葉がはやったがいつの間にか消
えてしまった。

5 外国語の日本語への影響

こうやって見ていくと、日本語は外国語の影響を受け
ているが、逆はなさそうである。それはいいことなのか、

6 <http://books.salterrae.net/osawa/html/tempest.txt>

悪いことなのか。たぶんいいことなのだろうと考えるに至っている。今の日本語という言語の原型は、旧石器時代以降、おそらく日本で独自に土器を作り始めた縄文時代の1万年以上の間に作られた（710年の平城京から我々はまだ1300年しかたっていない）。このときできた言語の軸と感性を維持しながら、弥生時代以降、製鉄、稲作といった技術とともに、漢字と漢語、仏教を受け入れ、仮名を創造し、そして近代に至っては西洋言語を取り入れて、日本語をより豊かなものにしてきた。我々から見える範囲で振り返っても万葉の世から連綿と続く世界一豊かな言語である。それもこれも、広い意味での翻訳つまり、多言語との出会いを通じてなされてきたのである。

6 意識と逐語訳

30年以上特許翻訳にかかわってきて、よく出てくる言葉が「意識」と「逐語訳」である。翻訳一般から考えると「意識」と「直訳」であろう。誰からも納得のいく定義や説明をしてもらったことはない。どちらの用語もなんとなく否定的なニュアンスを含むことが多い。「直訳」というと、意味がよくわからない訳というニュアンスがないだろうか。「意識」は、意味は分かるが原文の意図が那邊にあるのかつかみきれない訳という風ではないだろうか。確実に言えるのは、「異化」と「同化」の座標軸と、よくわからない「意識」と「直訳」の座標軸とは重ならないし、重ね合わせようとしては議論を誤るということである。

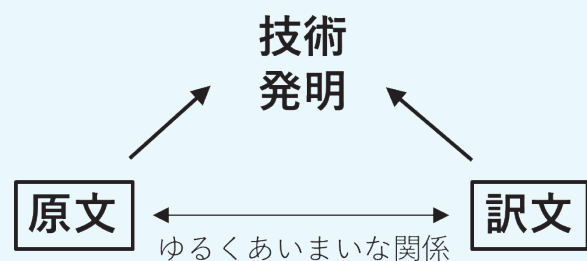
特許翻訳では、なんとなくパリ条約の優先権の場合は「意識」でよくて、PCT出願の翻訳は「逐語訳」といいたいようである。以前は、語順がひっくり返っているのに「逐語訳」なんて英語と日本語の間ではあるわけないと言い放っていたのだが、先人の努力に触れるともっと丁寧に考えなければいけないだろうと思うようになってはいる。でもやはりわからない。「同化翻訳」のように定義をしてもらえればまだしも、ただ印象で「意識」とか議論の対象にもならない。

翻訳というのは、原著者の意図と情報をまるごと読者に提供することであると考え、我々が目指すべき世界では、「意識」と「逐語訳」の違いなどはないのだろうと直感的に考えている。つまり、技術でも文化でも、

その世界観丸ごとを正確に読者に提示すること、それに向けて力を尽くすことが、翻訳なのではないか。

7 特許翻訳の場合

厳密にいうと、特許翻訳の中で、特許クレームの翻訳と明細書の翻訳は別のものである。クレームは権利範囲を確定するものであるので異化翻訳の方向に大きく振らざるを得なからう。クレームはその文法も含めて別途考え、明細書は、クレームとの関係で特許要件に絡む法的な縛りはあるものの、本質的には技術文書である。そうすると、特許翻訳はまず「情報」を正しく伝達しなければいけない。技術翻訳なのであるから、技術を正確に伝達しなければいけない。発明を伝えなければいけない。若干の自嘲も含んで「縦のものを横にする」とか言うが、フルーエンシーは格段に改善されたものの、文章単位でしか訳していない機械翻訳に「技術」や技術的思想である「発明」を正確に伝えることができるとは思えない。文学翻訳ではないので、上で言及した「世界観」とまではいかないとしても、「技術観」を含めて、原文の書き手と翻訳の読み手の間で、「技術」と「発明」が共有されなければならない。そうすると、原文と訳文の関係は自然とあいまいになってくるというか、そこに定規を充てる逐語訳と意識の軸は重要でなくなるだろう。それを図に表すと下のようになる。



最近、この図から始めないとけないと考えている。つまり、外国語で表された技術(発明)を日本語での技術(発明)に訳す必要がある。そして、その逆もある。そして、それを体系づける翻訳理論をAIに対抗して作っていくことが翻訳者に求められている。そのとき、原文と訳文の関係は2次的なものにならう。

